

東京法務局一斉

開催予告

「相続・遺言」説明会＆相談会

相続登記の申請が義務化されたので、身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょ。また、法務局では、自筆証書遺言書をお預かりする制度も行っています。

この機会に、法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の保管に関する手続き等について、ご相談してみませんか？

開催日

令和8年6月12日(金)

会場

本局会場ほか複数会場にて実施予定

予約制
無料!

説明会
相談会

説明会：説明会は、「相続登記の申請義務化」「自筆証書遺言書保管制度」などをわかりやすく説明します。

相談会：司法書士・土地家屋調査士による「相続・遺言」に関する**無料**相談会（一組20分）

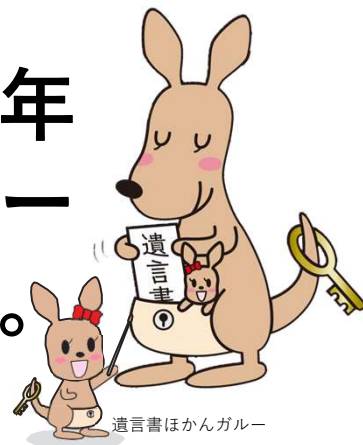
お問合せ先

- 東京法務局民事行政調査官室
(午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く))
- TEL 03-5213-1319(直通)



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

実施の詳細は、令和8年
5月中に当局ホームページ等でお知らせします。



遺言書ほかんガルー

■主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会